

☆令和6年度 倉吉市人権教育研究会 会員募集のお知らせ☆

人権が尊重されるまちづくりをめざして、さまざまな研修会や取り組みを行っています。
一緒に学び、仲間の輪を広げていきましょう。



★ 会 費 1,000 円（一人年額）

★ 申込方法 会費を添えてお近くの人権文化センターまたは倉吉市人権政策課に
お越し下さい。

連絡先：倉吉市役所人権政策課(第2庁舎3階)

☎ (0858) 22-8130

倉吉市人権文化センター(鍛冶町1丁目)

☎ (0858) 22-4768



★ 入会特典 「コットンバック」をプレゼントいたします。

にほんごがくしゅうかい あんない 日本語学習会のご案内

Would you like to learn Japanese
with us?
Please feel free to come!

にちじ がつ にち すい がつ にち すい
日時：6月5日(水)・6月19日(水)
19:30~21:00

がくしゅうかい ちゅうぶちく がいこく
この学習会は、中部地区にクラス外 国にルーツのあ

かた にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな ばしょ
る方が、日常生活に必要な日本語を学ぶ場所です。

きがる しえん かた
ぜひお気軽にお越しください！支援ボランティアの方も

ぼしゅう
募集しています！



6月 手話教室のご案内

初めての方も大歓迎！！

日時：6月6日(木)・6月20日(木)

10:00~11:00

場所：倉吉市人権文センター 内容：日常会話・手話歌



ま ず な

倉吉市人権文化センターだより

2024年6月1日 発行 No.161 号

発行所：倉吉市人権文化センター

住 所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

人権絵本「ちがいどーれだ？」が発行されました！



人権絵本は、倉吉市人権絵本作成委員会により、幼児期からの人権意識を育てることを目標に作成されて
います。



倉吉市人権文化センターでは、市民の方々の協力を得ながら、倉吉市
人権絵本作成委員会として毎年人権絵本を作成し、令和5年度は22
冊目として「違いを認め合うことの大切さ」をテーマに、感じ方や考
え方の違いを認め合う大切さが大人から子どもまで広く伝わるように
「ちがいどーれだ？」を作成しました。

制作にあたっては、委員会のメンバーで違いについて考えながら実際に絵を描いて作成しました。服のタ
グや香りひとつをとっても、あまり気にならない人やすごく気になる人がいるように、感じ方や考え方が違
うのは当たり前のことです。大事なのは、それぞれの感じ方や
考え方を知ろうとすること、そして認め合い尊重することでは
ないでしょうか。

沢山の方に読んでいただき、ページをめくりながら認め
合うことの大切さを感じていただければと願っています。

倉吉市人権文化センターにて他の21冊の絵本とともに、
貸し出し用として保管していますのでご利用ください。

ご利用の際は、倉吉市人権文化センター（☎ 22-4768）
までご連絡ください。



新しい啓発DVDの紹介

倉吉市人権文化センターでは、部落問題をはじめ、さまざまな啓発DVDがあります。
町内学習会や各自の学習にご利用下さい。

新着DVD



あなたは大丈夫？考えよう！デートDV

デートDVは、大人だけでなく中学生や高校生といった若者にとっても、非常に身近で深刻な問題です。正しい知識を身に付け、被害者にも加害者にもならず、パートナーと対等な関係を築いていくためにはどうすればよいかを考えるための教材となっています。（本編…29分40秒）



ぼけますから、よろしくお願いします。～おかえりお母さん～

令和元年度文化庁映画賞・文化記録映画大賞を受賞するなど、高い評価を得たドキュメンタリー映画『ぼけますから、よろしくお願いします。』の続編にあたる作品です。認知症や介護、高齢化社会の問題を含みながらも、どの家庭でも起こりうる宿命を優しく見つめた作品です。（本編…101分）



男女共同参画フォーラム in くらよし 2024・令和6年度第1回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座

トモカシ 女性活躍は共家事で決まる！

入場無料
要申込

～スーパー主夫が教えます！男性が家事に向かう秘策～

日時 6月22日（土）13：30～15：30

（開場 13：00～）

場所 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

講師 山田 亮 さん（スーパー主夫・社会福祉士）

申し込み ◎お電話での申込み…倉吉市人権政策課（☎0858-22-8130）まで

①参加者氏名 ②参加者電話番号（当日連絡がとれる番号）をお知らせください

◎とっとり電子サービスでの申込み…QRコードから電子申請を行ってください

※託児の必要な方は6月10日（月）までに倉吉市人権政策課（☎0858-22-8130）まで申込みをお願いします

お問合せ 倉吉市役所市民生活部人権政策課男女共同参画係（☎0858-22-8130）



6月は倉吉市男女共同参画推進月間です。

令和6年4月1日より

女性支援新法が施行されています！



◎ 幅広い女性支援のための新しい法律「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が令和6年4月1日から施行

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」は、従来の限定された女性支援のあり方から脱却・転換し、性的な被害や家庭内での心身の暴力といった家庭の問題、家や地域に居場所がないなどコロナ禍でより複雑化・多様化・複合化する女性をめぐる課題に対し、多様な支援を幅広く包括的に提供するため、女性支援の現場の声を反映して新たな女性支援強化のために令和4年に成立しました。戦後、障がいのある人や子どもなどを対象にした福祉的な法律が作られました。しかし、女性に対する福祉的な法律はありませんでした。「婦人保護事業」という女性支援を行う事業はありましたが、その法的な根拠となってきたのは今から67年前にできた「売春防止法」という法律です。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

今までは様々な問題を抱えた女性が公的機関に相談しても法的根拠がないことを理由に適切に対応してもらえなかった事例もあります。女性支援新法には、適切な相談対応、一時保護、医学的・心理学的な援助、自立促進のための生活支援などを行うことが期待されており、自治体の支援情報などは厚生労働省支援ポータルサイト「あなたのミカタ」で確認することができます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント

- ・人権尊重を基本理念とし、支援の実施を国と自治体の責務と規定
- ・国が基本方針、都道府県が基本計画を策定
- ・都道府県と市町村は、NPOなどが参加する「調整会議」を設置する
- ・官民が協力し、訪問支援や交流サイト（SNS）を使った相談で、問題の早期発見などに取り組む
- ・都道府県運営の婦人相談所を「女性相談支援センター」に、婦人保護施設を「女性自立支援施設」にそれぞれ改称

共同通信 5月1日の記事より引用